JONAN Heart Failure Medical Collaboration

(略称:JHeC♡) 会則

名称

第1条 本会はJONAN Heart Failure Medical Collaboration(略称: JHeC♡)と称する。

目的

第2条 本会は、品川区医師会、荏原医師会、大森医師会、蒲田医師会、田園調布医師会および区南部医療圏における心不全治療基幹病院、これら基幹病院と連携する医療機関、訪問看護ステーション、調剤薬局、ケアマネージャー、地域包括支援センターなどの多施設多職種とのシームレスな医療連携を確立することに依って、心不全治療における基幹病院への紹介基準、逆紹介基準を明確にし、心不全医療の発展に寄与することを目的とする。

事業

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 患者教育の為のハートノート、患者の自己管理の為の心不全ポイント管理用紙、 医療従事者の情報共有の為の診療情報提供用紙を活用した医療連携を構築する。
 - (2) エリアの医療従事者を対象に定期的な学術講演会・講習会を、城南地区5医師会の後援のもと 開催する。
 - (3) 心不全の地域連携の取り組みを関連学会にて発表する。
 - (4) その他、目的の達成に必要な活動。

構成・会員

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

本会の主旨に賛同する医師ならびにその他の医療従事者が所属する病院によって構成する。

本会の主旨に賛同し心不全退院支援を行う病院は入会申込書を事務局に提出し、役員会の承認を得るものとする。

本会の主旨に賛同し心不全退院支援を行う病院は、入会金 50,000 円の会費を事務局に納入しなければならない。

退会しようとする場合は退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。

会費を納入期限内に納入しないとき、退会したものとみなす。

役員並びに任期

第5条 本部会に次の役員を置き、任期を1年とする。但し、再任を妨げない。

顧問 池田 隆徳 (東邦大学大森医療センター)

新家 俊郎 (昭和大学附属病院)

代表 小山 豊 (東京蒲田病院)

副代表 安東 治郎 (NTT 東日本関東病院)

世話人 冠木 敬之(都立荏原病院)

木内 俊介 (東邦大学大森医療センター)

塚本 茂人(昭和大学附属病院)

監事 吉川 聖 (NTT 東日本関東病院)

役員の職務・運営

第6条

- 1 役員は会員により選出される。
- 2 顧問は本会の目的に沿った助言及び支援を行う。
- 3 代表は本会を代表して会務を統括し、必要な会議を招集する。
- 4 副代表は代表を補佐し、代表が対応できない時は、その職務を代行する。
- 5 世話人は世話人会を構成し、会務を処理する。
- 6 監事は入会費、入会申込書、退会届及びその他必要書類の受理を行う。会務並びに会計を監査する。
- 7 役員会は年2回開催する。
- 8 総会は年1回または必要に応じて開催し、最高の意思決定機関とする。

会計・会費

第7条

- 1 本会の経費は入会金・年会費・その他の収入を以て充てる。
- 2 会費は年1万円とし、会員が所属する病院が監事に支払い、事務局が管理する。
- 3 会費の変更は役員会の議決を経て、総会で承認を受ける。

事務局・連絡先

第8条 本会の事務局は、NTT 東日本関東病院 医療連携室に置く。

〒141-8625 東京都品川区東五反田 5-9-22 TEL03-3448-6111 (代表)

事務局は代表のもとに、会員名簿の整理、会費の管理等、会の運営に必要な諸事務を行う。

会則の改廃

第9条 本会則の改廃については、本会の議を経なければならない。

附 則

本会則は、令和4年4月1日より施行する。

令和5年4月1日改定 令和5年10月2日改定